



成東町・山武町鳴戸東遺跡 第4次発掘調査報告書

平成13年6月

財団法人 千葉県文化財センター

なるとう さんぶ しまとひがし

成東町・山武町鳴戸東遺跡 第4次発掘調査報告書



序 文

平成12年度は「地方分権元年」として、明治時代以来形成されてきた中央集権型行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の新しい行政システムへの大きな転換への画期として、今後の歴史の中で位置づけられるものと考えられます。

わが国における中央集権的国家体制は、今から1,300年ほど前、大宝年間に制定された大宝律令等による国・郡・里と呼ばれる、現在の県と市町村のような行政単位の整備に端を発しています。

律令体制と呼ばれるこのような中央集権的国家体制のもとで、千葉県には上総・下総・安房の3国が置かれ、その下に23の郡が配置され、それぞれの役所として、国には国府が、郡には郡衙が設置されました。現在、県内では明確な国府の遺構は確認されておらず、郡衙も下総国相馬郡衙にあたる我孫子市日秀西遺跡や下総国埴生郡衙にあたる栄町大畑I遺跡などがわかっているだけで、県内の官衙遺跡の実態は不明のままでです。

そこで千葉県教育委員会では、県内の官衙遺跡の状況を解明することを目的に、平成7年度から国庫補助を得て、官衙関連遺跡確認調査を実施しております。平成7・8年度は、上総国海上郡衙推定地である市原市西野遺跡を、平成9・10・11年度は上総国武射郡衙推定地である成東町鷲戸東遺跡の発掘調査を実施し、いずれも大きな成果を得ることができました。6年目にあたる本年度は、平成9・10・11年度に引き続き、成東町鷲戸東遺跡の調査を財団法人千葉県文化財センターに委託して実施しました。

その結果、昨年度確認された2時期の郡庁のうち後期の郡庁の構造を考える上で重要な掘立柱建物や区画施設と考えられる溝が検出されるなど、本県の官衙遺跡の実態を考える上で貴重な成果を得ることができました。また、後期郡庁に伴うと考えられる倉庫群が、隣接する山武町にも続くことが明らかとなりました。

このたび、その調査成果がまとまり、刊行の運びとなりました。本書が学術資料として、また文化財保護と活用のための基本資料として広く活用されることを期待します。

最後になりましたが、文化庁をはじめ、成東町教育委員会、山武町教育委員会、土地所有者の方々など、関係者の皆様には多大な御協力をいただきました。心から感謝いたします。

平成13年3月

千葉県教育厅生涯学习部
文化课長 高橋 強一

凡　　例

- 1 本書は、山武郡成東町島戸346-1、山武郡山武町麻生新田301ほかに所在する鳩戸東遺跡（遺跡コード404-006）の第4次発掘調査報告書である。
- 2 本事業は、千葉県教育委員会が国庫補助を受けて行っている官衙関連遺跡詳細分布調査の第6年次に当たり、調査は財団法人千葉県文化財センターに委託して実施した。
- 3 発掘調査及び整理作業は、調査部長 沼澤 豊、東部調査事務所長 折原 繁の指導のもとに副所長香取正彦が下記の期間に実施した。
 - 4 発掘調査 平成12年10月2日～平成12年10月31日
整理作業 平成12年11月1日～平成12年12月28日
 - 5 本書の執筆は、副所長 香取正彦が行った。
- 6 調査の実施に当たっては、成東町教育委員会、山武町教育委員会、（財）山武都市文化財センター、土地所有者 金親 茂・金親榮夫・金田三郎の各氏を始めとする地元の皆様、大野康男・小林信一・金子一成の各氏から多大な御協力をいただいた。記して感謝の意を表する次第である。
- 7 本書で使用した地形図は、下記のとおりである。
 - 第1図 国土地理院発行 1/50,000地形図「東金」(N 1-54-19-11) 平成元年修正
 - 第2図 成東町役場発行 1/2,500成東町平面図2 (IX-LF33-3) 平成5年修正
 - 成東町役場発行 1/2,500成東町平面図6 (IX-LF43-1) 平成5年修正
- 8 周辺地形航空写真（図版1）は、京葉測量株式会社による平成12年撮影のものである。
- 9 本書で使用した遺構の略号は、下記のとおりである。
溝跡・道跡 (SD) 竪穴住居跡 (SI) 建物跡・基壇状遺構 (SB)
- 10 本書で使用した間尺の尺度記載については、天平尺（1尺=297mm）を基本としたが、数値としては1尺=0.3mとして概数値を記した。
- 11 鉄滓の磁着度測定には工業用磁石（標準磁石）を用いた。鉄滓内の金属の有無にはメタルチェッカーを用いた。
- 12 本書の掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を表記した。
- 13 本書で使用しているスクリーントーンは、以下のとおりである。



赤彩



カマド・山砂・スス



黒色処理



転用礎スリ面

本文目次

Iはじめ	1
1 遺跡の位置と環境	1
2 これまでの調査の概要	2
II調査の概要	7
1 調査区の設定	7
2 調査の経過	7
III遺構と遺物	10
第24トレンチ	10
第25トレンチ	10
第26トレンチ	15
第27トレンチ	16
第28トレンチ	21
第29トレンチ	21
IVまとめ	22
1 検出遺構	22
2 出土遺物	25
3 結語	25
報告書抄録	卷末

挿図目次

第1図 遺跡分布図	1
第2図 調査トレンチ配置図	5・6
第3図 遺構配置図（1）	8
第4図 遺構配置図（2）	9
第5図 第24トレンチ遺構・遺物実測図	11
第6図 第24トレンチ遺物実測図	12
第7図 第25トレンチ遺構実測図	13
第8図 第25トレンチ遺物実測図（1）	14
第9図 第25トレンチ遺物実測図（2）	15
第10図 第26トレンチ遺構・遺物実測図	16
第11図 第27トレンチ遺構実測図	17
第12図 第27トレンチ遺物実測図	18
第13図 第28トレンチ遺構・遺物実測図	19
第14図 第29トレンチ遺構・遺物実測図	20
第15図 S B 1付近遺構配置想定図	23
第16図 郡衙跡範囲想定図	24

表 目 次

第1表 堀立柱建物跡一覧表	22
---------------	----

図版目次

- | | |
|--|---|
| 図版 1 航空写真（平成12年撮影）及びトレンチ配置状況 | 図版 5 第27-2 トレンチ SD25（溝跡）（南から）
第27-2 トレンチ SD25（溝跡）土層断面
(北から) |
| 図版 2 第24トレンチ全景（東から）
第24トレンチ SB21N-4 柱跡（南から）
第24トレンチ SB21N-5 柱跡（南から）
第24トレンチ SB21N-6 柱跡（北東から）
SB21N-1 柱跡（南東から） | 第28-5 トレンチ全景（南から）
第28トレンチ（28-1～4）全景（北から）
第28-2 トレンチ全景（南から）
第28-3・4 トレンチ SD32・33（道跡）
(北から) |
| 図版 3 第25トレンチ全景（東から）
第25トレンチ SD21（溝跡・道跡）（南から）
第25トレンチ SD22（溝跡）（南から）
第25トレンチ SD22（溝跡）土層断面（北から）
第25トレンチ SD22（溝跡）土層断面（南から） | 第28-1・2・5 トレンチ SD31（道跡）
(南西から)
28-5 28-1 28-2 |
| 図版 4 第26トレンチ（26-1～3）全景（西から）
第26-3 トレンチ SD24・26（溝跡）（北から）
第26-2 トレンチ SD23（溝跡）（南から）
第26-3 トレンチ SD27・28（溝跡）（北から）
第27トレンチ（27-1～3）全景（南から）
第27-3 トレンチ SD30（道跡）（南から）
第27-1 トレンチ SD29（道跡）（南から）
第27-1 トレンチ SD29（道跡）・S I 39土層断面（北から） | 図版 6 第29トレンチ全景（北から）
第29トレンチ SB22（基壇状遺構）（土層断面）（南から）
第29トレンチ SB22（基壇状遺構）（北から）
第24トレンチ遺物 |
| | 図版 7 第24・25トレンチ遺物 |
| | 図版 8 第25トレンチ遺物 |
| | 図版 9 第25・26・27・28・29トレンチ遺物 |
| | 図版10 第25・26・27・28・29トレンチ遺物及び瓦 |

I はじめに

1 遺跡の位置と環境

鷲戸東遺跡の所在する成東町及び山武町は、千葉県の中央部東側に位置している。成東町周辺の台地は、作田川、境川、木戸川、栗山川などの太平洋に流入する河川によって区切られている。本遺跡の所在する台地は木戸川と境川に挟まれ、両河川に注ぐ小支流によって樹枝状の台地が発達している。本遺跡は境川に面した台地上に位置する。

本地域には旧石器時代から中近世まで数多くの遺跡が所在する。特に古墳時代については、真行寺古墳群をはじめとして、麻生新田古墳群、板附古墳群¹⁾、胡摩手台古墳群²⁾等、数多くの古墳群が分布しており、注目される地域である。近年では、隣接の山武町島戸境遺跡内で前期古墳の島戸境1号墳³⁾が発見され、発掘調査が行われている。また、島戸境遺跡の確認調査では、古墳時代後期の集落跡が確認されている⁴⁾。

本遺跡は、真行寺廃寺跡と小支谷を挟んだ北西隅の台地上に位置する。真行寺廃寺跡⁵⁾は「武射寺」の墨書き土器が出土したことから古代武射郡の郡寺と考えられている寺院跡である。郡名寺院の近隣に郡衙が存在する確率は高く、本地域一帯は武射郡の中心域である可能性が高いと考えられていた。周辺の奈良・平安時代の遺跡（第1図）には真行寺廃寺跡のほかに、小川廃寺跡・湯坂廃寺跡・比良台遺跡⁶⁾・栗焼跡遺跡⁷⁾・真行寺遺跡⁸⁾などがある。

本遺跡付近の標高は49m前後である。一帯は畠地・山林が主体で、一部が宅地となっている。



2 これまでの調査の概要

本遺跡は今までに、4年度4回にわたりて発掘調査が実施されている。

最初は、平成3年1月に宅地造成に伴い、(財)山武郡市文化財センターが600m²の本調査⁹を実施している。検出遺構は掘立柱建物跡2棟と溝跡3条である。2棟の掘立柱建物跡は大型で、主要な建物(B-2)とそれを囲む回廊(B-1)と考えられた。B-1は柱掘方が直径1m前後、深さ1m~1.4mで、調査区内で4分間に検出された。柱間は桁行2.7m、梁行3.9m前後である。B-2は柱掘方が直径1m~1.3m、深さ1m~1.4mである。検出部分から想定された規模は、桁行6間、梁行4間ないし5間で、柱間は桁行2.7m、梁行2.1m前後である。また、溝跡のうち、M-3からは多量の鉄滓が出土した。調査区全体で52.4kgになり、近接地に鍛冶工房が存在する可能性が指摘されている。

2回目~4回目の発掘調査は、官衙関連遺跡確認調査の一環として、平成9年度~平成11年度に当センターが千葉県教育委員会の委託を受けて行った調査である。平成9年度の第1次調査は、平成3年に検出した上総国武射郡衙の郡庁・正倉跡等と考えられる遺跡中枢部の検出と、遺跡範囲の把握を目的に実施した(第1~8トレンチ)¹⁰。平成10年度の第2次調査は、過去2回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各ブロックの性格をより明確にさせることと、遺跡範囲の西端・南端の把握を目的に実施した(第9~15トレンチ)¹¹。平成11年度の第3次調査は、過去3回の調査で検出された遺構の中で、遺跡中枢部と考えられる部分の周辺をさらに調査し、各ブロックの性格をより明確にさせることを目的とした(第16~23トレンチ)¹²。

第1次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代が掘立柱建物跡7棟(SB1~5・8・9)、基壇2基(SB6・7)、棚列跡2列(SA1・2)、溝10条(SD1~8・10・11)、足場ピット及び柱掘方多数である。ほかは、弥生時代後期竪穴住居跡1軒(SI1)、古墳時代後期竪穴住居跡9軒(SI2~7・9~11)、溝1条(SD9)である。

調査の結果から、掘立柱建物跡群の中で幾つかの核となる区域が確認された。第4トレンチの南半部及び第7トレンチで、多くの大型建物跡の集中を確認し、東西棟の建物跡で3間×5間の掘立柱建物跡(SB1)を検出した。この掘立柱建物跡は、ほぼ同一の場所で2回の建替えがあったと考えられ、一時期には礎石建物であった可能性も考えられる。このほかに溝を有する棚列跡1条(第8トレンチSA2・SD1)、規模は不明であるが掘立柱建物跡と考えられる遺構3棟を検出した。第5トレンチからは掘立柱建物跡の重複が認められ、大型建物跡が点在することが分かった。第3トレンチでは、東側部で一連の掘立柱建物跡群が確認された。また、トレンチの中央・西側部にはほとんど遺構が無く、同所に大きな空閑地が存在する可能性が認められた。第2トレンチでは、掘立柱建物跡の柱掘方と重複して掘込地業を有する基壇跡を2基検出し、基壇群が存在する可能性が明らかになった。

郡衙関連の遺跡範囲については、南北の距離は、北は第1トレンチ南部のSD11から、南は第4トレンチの南端部よりさらに南方まで伸び、直線距離は100mを越える。東西の距離は、第5トレンチの西端から第2トレンチb区まで185mを測り、さらにY字路断面の掘込地業遺構まで含めると350m以上で、1町×3.5町以上の規模に達することが明らかとなった。

第2次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代が掘立柱建物跡5棟(SB8~12)、竪穴住居跡2軒(SI21・22)、棚列跡2列(SA1・2)、溝跡7条(SD1・4~6・12~14)、性格不明遺構4基(SX1~4)、柱掘方多数である。ほかは、弥生時代後期から古墳時代初頭の竪穴住居跡4軒(SI14・15・19・20)、古墳時

代後期竪穴住居跡12軒（SI12・13・16～18・20・23～28）である。

第14トレンチからは回廊状建物跡（B-1）と掘立柱建物跡（B-2）及び第3トレンチで検出された掘立柱建物跡が「コ」字状に配列される形で掘立柱建物跡（SB8・9）が検出された。また、第13・15及び第8トレンチで検出された大型の溝SD1の方向が「コ」字状掘立柱建物跡群のSB8とほぼ同軸であるので、この区域が郡庁域の可能性が想定された。さらに、「コ」字状建物配置は東側にも同様の長舎建物が並ぶ可能性があり、全体として「ロ」字状建物配置になる可能性が指摘された。

遺跡の範囲については南限は第12トレンチ周辺に浅い谷が入ることが判明し、第11トレンチに南限溝と考えられるSD14を検出している。西限については、第9トレンチで掘立柱建物跡が無く、奈良時代と平安時代の竪穴住居跡各1軒を検出したことから、この付近までは掘立柱建物跡が分布しないと考えられた。また、第10トレンチの東端部に掘立柱建物跡の柱掘方がまとまって検出しているので、この東端付近に西側の境がある可能性が指摘された。以上から、郡衙関連遺跡の広がりは、南北については第1トレンチ南部のSD11から第11トレンチのSD14までの、直線距離127m、東西については、第10トレンチの東端から第2トレンチb区までの225mであり、さらにY字路断面の掘込地業遺構まで含むと420m以上の規模と推定される。

第3次調査で検出された遺構は、奈良・平安時代が掘立柱建物跡4棟（SB13・15・18・19）、基壇状遺構4基（SB14・16・17・20）、竪穴住居跡3軒（SI34～36）、溝跡6条（SD7・8・15～18）、土坑1基（SK1）、掘立柱掘方多数である。ほかは、弥生時代後期竪穴住居跡2軒（SI30・31）、古墳時代後期竪穴住居跡4軒（SI8・32・33・37）、中近世の炭窯跡1基（SO1）、溝跡1条（SD19）、土坑1基（SK2）である。

第19・21・22トレンチからは、回廊状建物跡（B-1）と掘立柱建物跡（B-2）及び第3・14トレンチで検出された掘立柱建物跡（SB8・9）と「ロ」字状に配列される形で掘立柱建物跡（SB15）が検出された。「ロ」字状掘立柱建物跡群の規模は、東西約54m、南北約41mで、郡庁の建物群と考えられる。第18・21トレンチからは、「ロ」字状掘立柱建物跡群を構成する掘立柱建物跡を埋め戻した基壇状遺構（SB14・17）が検出された。これらは、平成9年度調査の第2トレンチのSB6・7及び第19・20トレンチのSB18、第23トレンチのSB20の基壇状遺構とともに基壇群を構成すると考えられる。特に、SB6・7・14・17・20は南北に1列に配置されている。基壇状遺構に共通することは、掘立柱建物跡を埋め戻して構築されていることである。よって、基壇群が郡衙に伴う正倉群と考えると、郡庁（B-1等）の移転が想定される。郡庁及び付属施設の掘立柱建物跡を埋め戻し、整地してSB6等の正倉群が再構成されたと考えられる。大型掘立柱建物跡（SB1）周辺では、第16トレンチからSB13が検出されている。また、周辺に掘立柱掘方が多く検出され、SB1を中心にかなりの規模の掘立柱建物跡群が存在したことが確認され、B-1から移転した郡庁の可能性が指摘された。

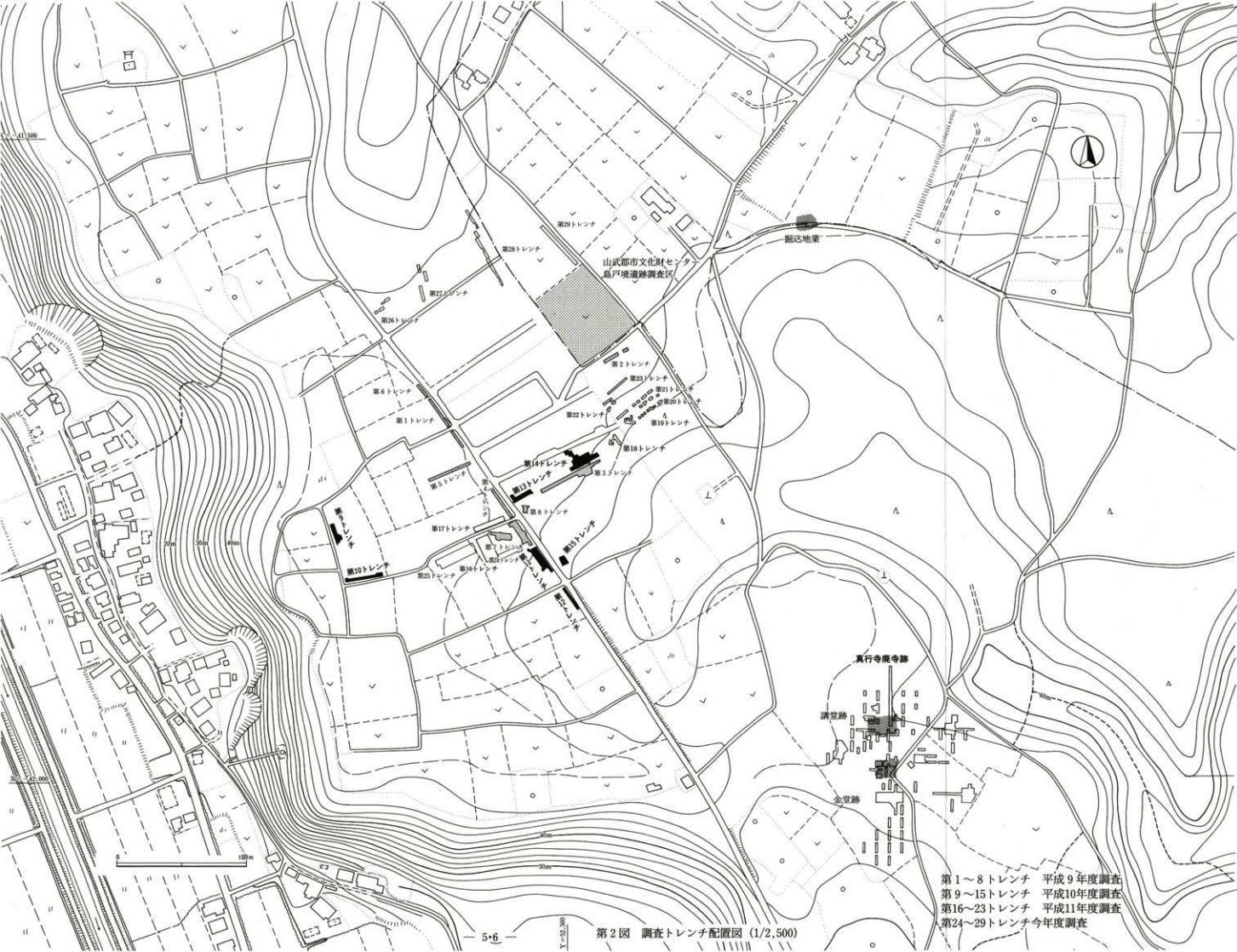
遺物については、4回の調査において具体的に官衙を示すものは検出されなかった。奈良・平安時代の遺物としては、土師器、須恵器、瓦、鉄製品、鉄滓がある。竪穴住居跡に伴うものがほとんどと考えられる。瓦については少量で、各トレンチに分散して検出されているため、検出した掘立柱建物跡の屋根に利用されてはいなかったと考えられる。なお、検出した瓦片はすべて真行寺廃寺跡で出土がみられる種類である。鉄滓については多くのトレンチで検出され、ほとんどが鍛冶滓である。

特微的な遺物として、墨書き土器と転用碗がある。墨書き土器は平成9年度調査で2点、平成10年度調査で1点、平成11年度調査で1点出土している。平成9年度出土は土師器高台付环の底部で、文字は「家」、須

恵器壺の底部で、文字は「吉」である。平成10年度出土は判読不明、平成11年度出土も判読不明である。転用硯は平成9年度調査で2点、平成10年度調査で3点、平成11年度調査で1点出土している。平成9年度出土は2点とも須恵器壺の胸部片利用であり、平成10年出土は1点は須恵器壺の胸部片利用、平成11年度出土は須恵器高台付盤である。

注

- 1 千葉県教育委員会 1998 「千葉県埋蔵文化財分布地図（2）－香取・海上・匝瑳・山武地区（改訂版）－」
- 2 萩原恭一 1995 「山武町胡摩手台16号墳発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 3 平山誠一・椎名信也 1994 「島戸境1号墳」 山武町教育委員会
- 4 山武町教育委員会 1991 「島戸境遺跡」 「平成2年度 山武町内遺跡群発掘調査報告書 島戸境遺跡 道祖神前遺跡 旭山遺跡 岩ノ谷台遺跡 上戸田遺跡」
- 5 沼澤豊 1982 「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告書」 千葉県教育委員会・財団法人 千葉県文化財センター
- 6 沼澤豊ほか 1983 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書」 財団法人 千葉県文化財センター
- 7 天野 努・今泉 深ほか 1984 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書」 財団法人 千葉県文化財センター
- 8 谷口章雄ほか 1985 「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書－鍛冶工房址の調査－」 成東町教育委員会
- 9 山口直人 1992 「比良台遺跡」「比良台遺跡群 比良台・八坂台・真赤土遺跡」財団法人 山武都市文化財センター
- 10 加藤修司 1998 「千葉東金道路（二期）埋蔵文化財調査報告書1－山武町栗焼棒遺跡－」 財団法人 千葉県文化財センター
- 11 財団法人 山武都市文化財センター 1997 「真行寺遺跡」「財団法人山武都市文化財センター 年報 №13」
- 12 山口直人 1994 「鶴戸東遺跡」「財団法人山武都市文化財センター 年報 №9 付編調査報告」 財団法人 山武都市文化財センター
- 13 小林信一 1998 「成東町鶴戸東遺跡発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 14 小林信一 1999 「成東町鶴戸東遺跡第2次発掘調査報告書」 千葉県教育委員会
- 15 香取正彦 2000 「成東町鶴戸東遺跡第3次発掘調査報告書」 千葉県教育委員会



II 調査の概要

1 調査区の設定

今回の調査は第4次調査であるので、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で、次の2地点にトレンチを設定し、調査を実施した。

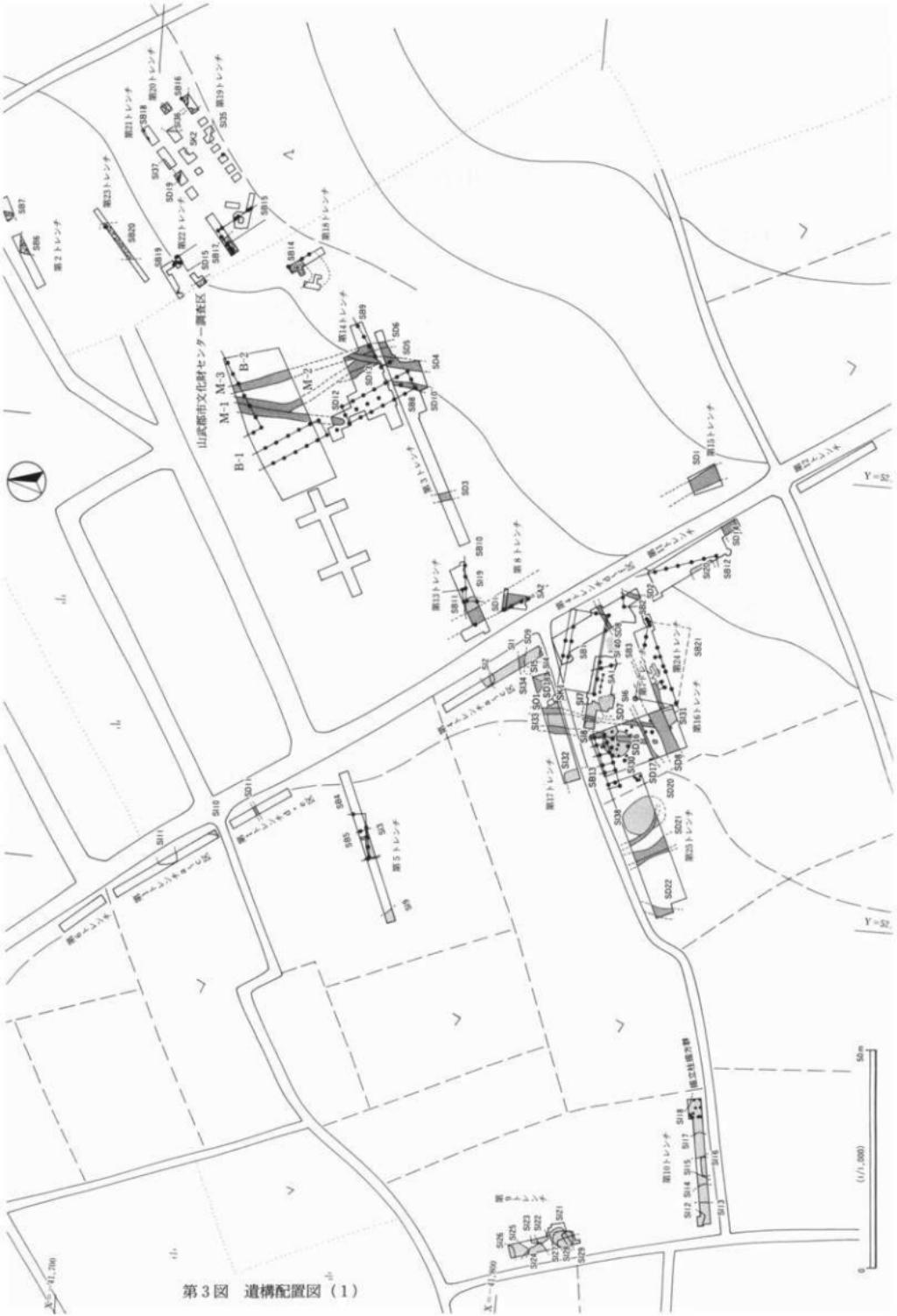
平成9年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡(SB1)の周辺を調査するために、第7トレンチ及び第16トレンチに隣接して、第24トレンチを設定した。また、第16トレンチの西隣に第25トレンチを設定した。

郡衙跡の北限を確認するために、台地の北部に第26～29トレンチを設定した。特に第27～29トレンチは、郡衙の北限を区画する東西方向の溝等の検出を目的に、できるだけ南北方向に連続して設定した。

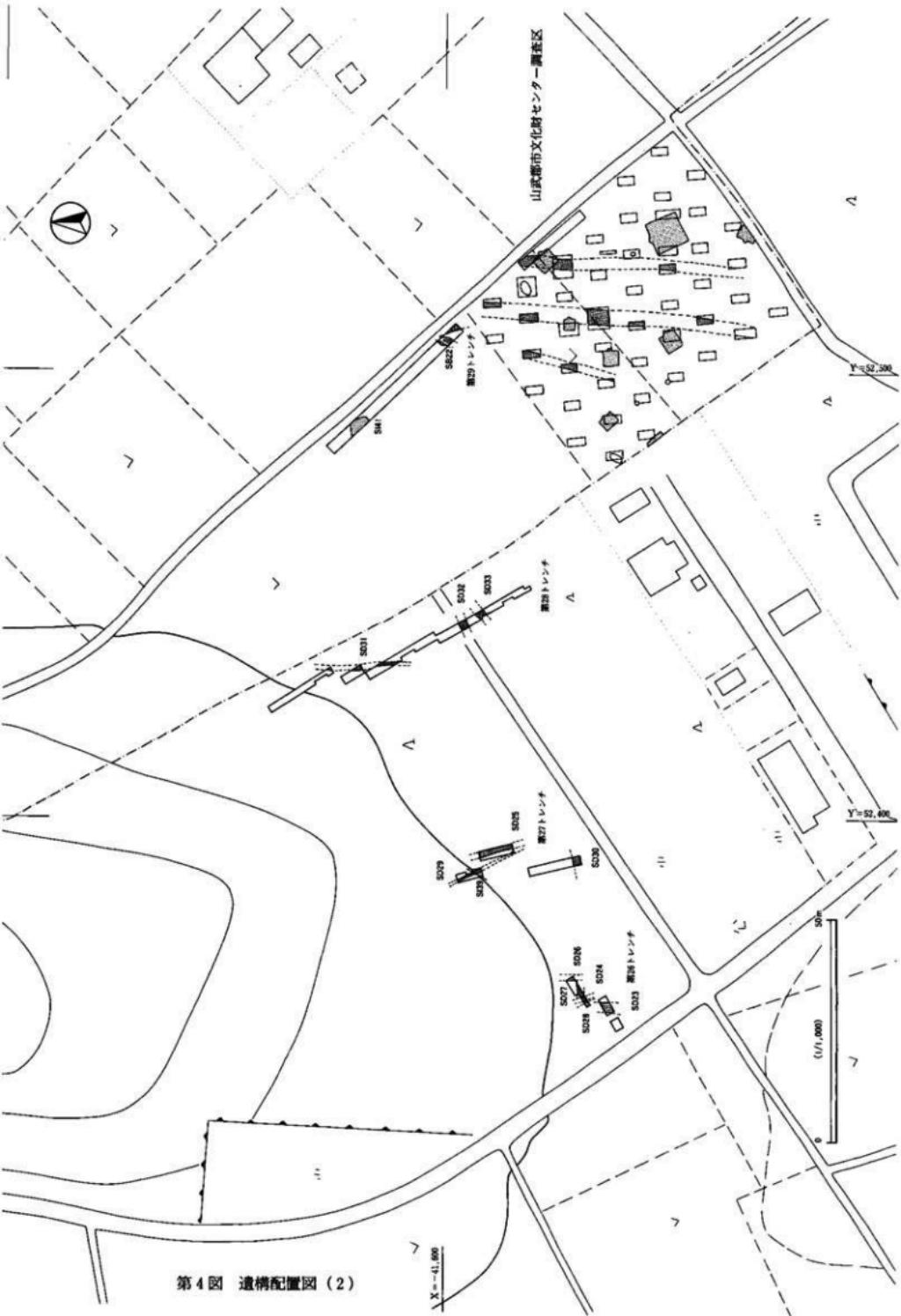
2 調査の経過

10月2日 機材搬入、テント等設営と発掘区の設定を行った。第24トレンチの発掘を開始した。平成9年度の調査で検出した大型掘立柱建物跡(SB1)と同規模の掘立柱建物跡を検出した。

- 4日 第25トレンチを設定し、発掘を開始した。
 - 6・7日 北部の第26～28トレンチを設定し、篠、雜木等の伐採を行った。
 - 10日 第25トレンチの西端部に溝跡を検出し、トレンチを拡張した。第26トレンチの発掘を開始した。
 - 11日 第27トレンチの発掘を開始した。
 - 12日 第28トレンチの発掘を開始した。
 - 16日 第29トレンチの発掘を開始した。
 - 17日 第29トレンチで基壇状遺構を検出した。
 - 18日 第29トレンチの実測、写真撮影を行った。
 - 19日 第26・28トレンチの写真撮影を行った。
 - 20日 第26・28トレンチの実測を行った。
 - 24日 第24トレンチの拡張及び、第27トレンチの実測・写真撮影を行った。
 - 25日 第25トレンチの実測・写真撮影を行った。
 - 26日 第24トレンチの実測・写真撮影を行った。第25・26・28トレンチの埋め戻しを行った。
 - 30日 第27・29トレンチの埋め戻しを行った。
 - 31日 第24トレンチの埋め戻しを行った。あとかたづけ及び、テント等器材を撤収し、現場作業を終了した。
- 11月1日から整理作業を開始し、12月28日にすべての作業を終了した。



第3図 遺構配置図(1)



第4図 遺構配置図(2)

III 遺構と遺物

確認調査のため、遺構の種別及び時期については、遺構検出面の観察及び検出面出土の遺物により判断した。規模、深さは、検出面での計測値で、ピンポールによる深さの計測値には約を付けた。溝跡など一部の遺構については、サブトレンチなどの小範囲の調査を加え、より明確な種別、時期の把握に努めた。

トレンチの番号及び遺構の番号は昨年度調査からの連番としている。なお、第26~28トレンチについては、立木のため分割されたので、-1、-2…と枝番号をつけて対処した。

遺物についてはできるだけ多く掲載し、郡衙該当時期以外の遺跡の様相も明らかにするように努めた。鉄滓は磁着度及び金属反応の有無を調べた。磁着度5以上に金属反応が有り、磁着度4には金属反応が有るものと無いものがあった。磁着度3以下には金属反応は無かった。

第24トレンチ（第5・6図 図版2・6・7）

本トレンチは、大型掘立柱建物跡（SB1）に関連した遺構の検出を目的として設定した。検出遺構は、古墳時代後期竪穴住居跡1軒（SI40）、奈良・平安時代掘立柱建物跡1棟（SB21）、奈良・平安時代溝跡1条（SD8）、掘立柱掘方多数である。SI40は、SB21掘立柱列の確認時に検出した。

SI40はSB21の北隣に検出された。規模は不明であるが、カマドが検出され、出土土器から古墳時代後期と判断した。カマド中心とした主軸方向は N-96°-Wである。

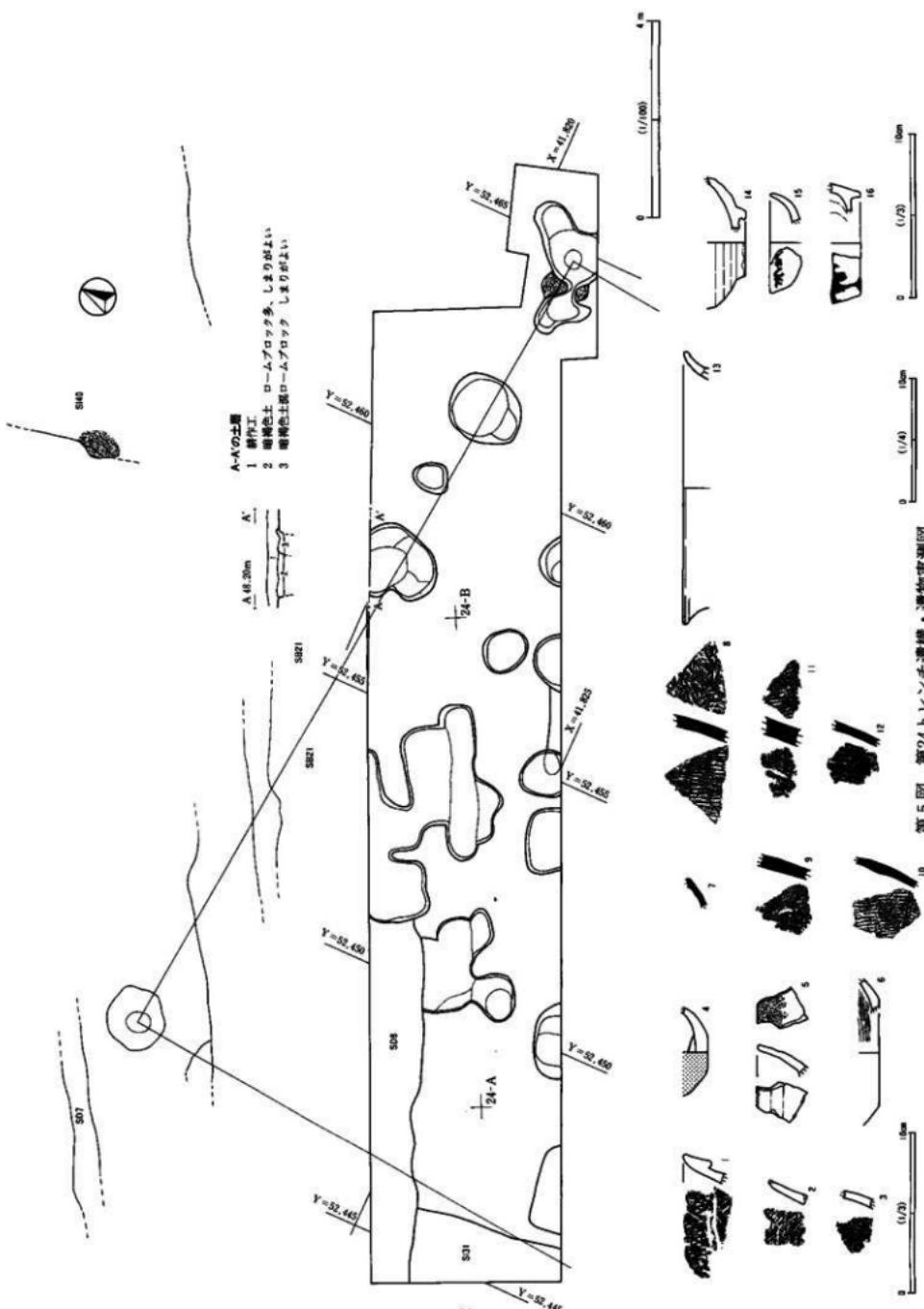
SB21はトレンチの東半部に検出された。2間分3柱跡を確認したが、柱跡の列びの方向、大きさ及び柱間の間隔が、SB1と類似していることが分かり、SB1と同じ規模を想定して、調査を行った。検出されたSB21の規格は（3）?間×5間、規模は桁行18.0mで、梁行は不明であるが、SB1と同規模の掘立柱建物跡と推定した。主軸方向（梁方位）はN-5.5°-Eである。南側約2/3は調査区外になる。SD8及び、SI31は、以前に検出した遺構のつながり及び再検出である。

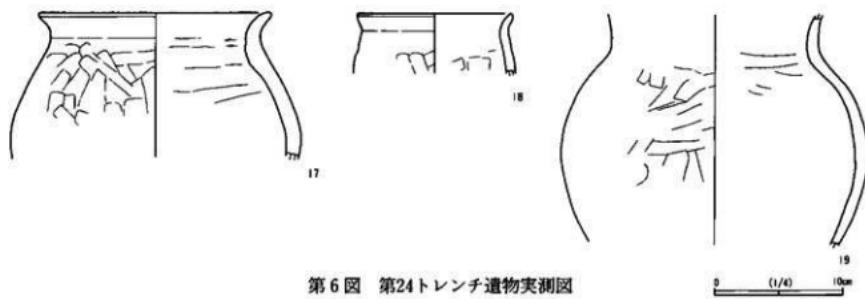
出土遺物は、弥生土器、土師器、須恵器、陶磁器、鉄滓である。1～3は弥生土器である。1は壺の口縁部である。折返し口縁で、撚糸文、半截竹管による平行沈線文が施される。2・3は甕の破片である。撚糸文が施される。4～13は古墳時代である。4は土師器壺形土器の底部である。赤彩されている。5は土師器壺の口縁部片である。ススが付着しているので、灯明具として使われたと考えられる。6は土師器壺の底部である。内面にヘラミガキが施される。7は須恵器壺である。5～12は須恵器甕の胴部片である。叩き目が施され、8には内面に当て具痕が見られる。13は土師器甕の口縁部片である。SB21の東端柱穴から出土しているが、古墳時代後期と考えられる。14は瀬戸・美濃の腰鏡碗である。褐色釉が施される。15・16は肥前磁器である。15は仏飯器、16は鉢類である。染付による文様が施される。17～19はSI41出土の土師器甕である。口縁部にヨコナデ、胴部にヘラケズリが施される。鉄滓は6点出土している。総重量は212.0gで、磁着度5が2点（62.2g）である。他は、磁着度3以下である。

第25トレンチ（第7～9図 図版3・7～10）

本トレンチは、昨年度調査の第16トレンチの西隣に設定した。大型掘立柱建物跡に関連した遺構の検出を目的としている。検出遺構は、古墳時代前期竪穴住居跡1軒（SI38）、奈良・平安時代溝跡3条（SD20～22）、掘立柱掘方である。SI38は平面形は小判形で、規模は7.5m以上×7.2m、検出面からの深さは約40cmである。カマドは無く、出土土器から古墳時代前期とした。SD20はSI38と重複し、SD20が新しい。幅0.73m～1.15

第5図 第24トレンチ遺構・遺物実測図





第6図 第24トレンチ遺物実測図

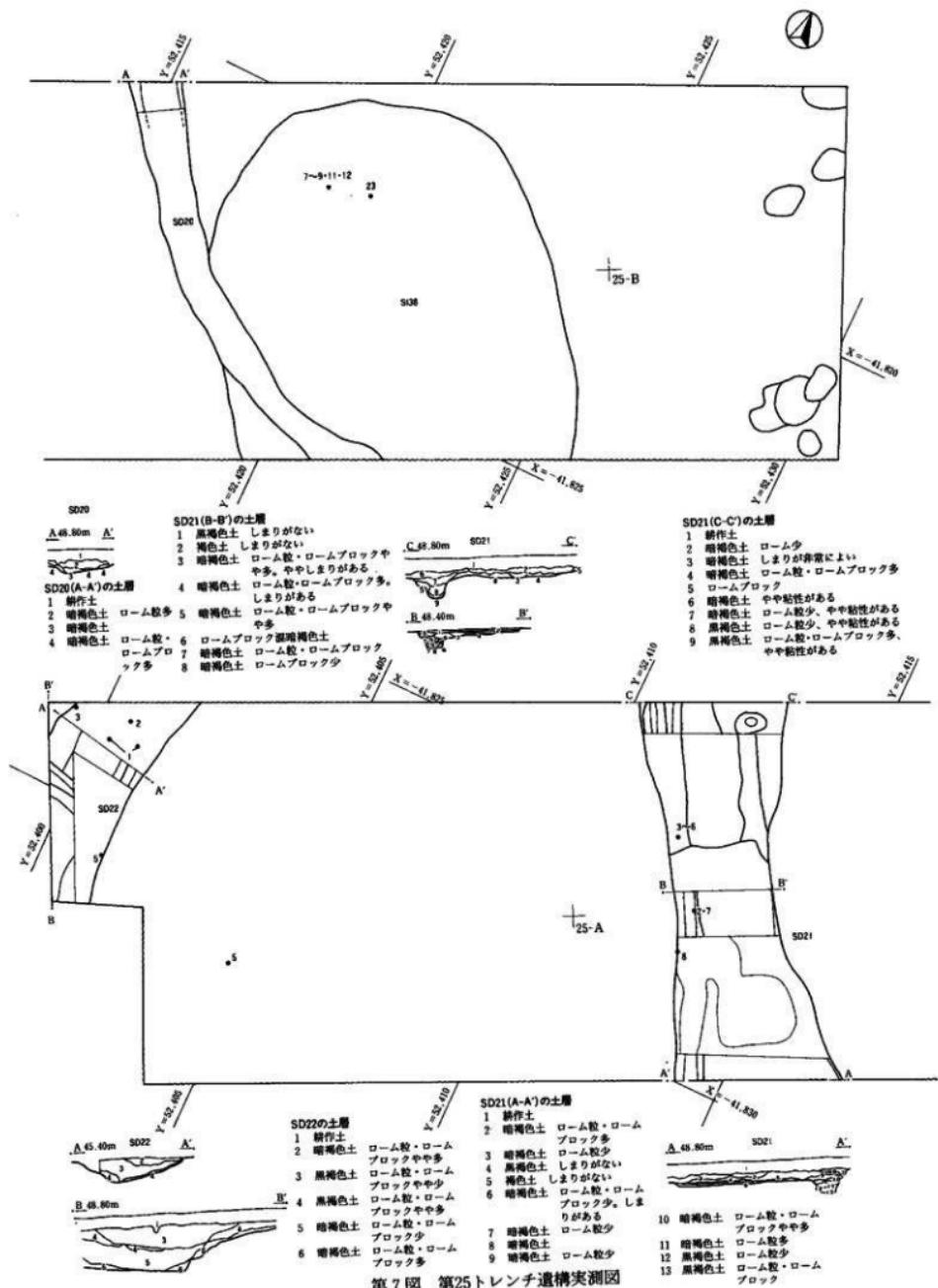
m、深さ15cmである。出土土器から奈良・平安時代と考えられる。SD21はトレンチのほぼ中央に検出された。南北方向で、内部に溝を持つ浅い溝である。幅2.1m~3.5m、深さ10cmで、内部の溝は幅0.5m、深さ50cmである。検出部分の北半部に踏固め面が検出され、側溝を持つ道跡の可能性がある。側溝状溝跡の出土土器から平安時代と考えられる。SD22はトレンチの西端部に検出された。ほぼ南北方向で、幅2.1m、深さ50cmで底面及び覆土中に踏固め面はない。検出面の出土土器から9世紀代には埋没していた可能性がある。また、土層断面(B-B')から他遺構との重複が確認された。

出土遺物は弥生土器、土師器、須恵器、瓦、陶器、石器、鉄滓である。

第25トレンチ出土遺物： 1~5は弥生土器である。1は壺、2~5は甕である。1は刻み目と繩文、2~5には撚糸文が施される。6~9は土師器甕の底部である。6~8は古墳時代後期、9は奈良・平安時代と考えられる。10~16は土師器坏である。10はロクロ未使用で、内外面に赤彩される。半球形で、古墳時代前期と考えられる。11はロクロ未使用で、内面にヘラミガキが施される。12~16はロクロ使用の坏である。14は内面に黒色処理、底部にヘラ記号「×」が施される。8世紀末~9世紀初めと考えられる。17~18は土師器高台付坏である。17は高台が高く、10世紀代と考えられる。19は土師器坏蓋の鉢である。20は須恵器甕の口縁部片である。折返し口縁である。21・22は土師器高坏の接続部である。古墳時代後期と考えられる。23~25は平瓦片である。凹面に布目があり、25は凸面に叩き目が施される。26は瀬戸・美濃陶器の擂鉢底部片である。27は砥石である。「凸」字形で凝灰岩質である。鉄滓はトレンチから13点出土している。総重量438.7gである。磁着度4以上が5点(159.9g)で、その内、金属反応有りが2点である。

SI38出土遺物： 土師器、須恵器、勾玉、キセル、鉄滓である。検出面の遺物であり、表土からの混入も考えられる。古墳時代前期の土師器は壺(1~2)、甕(3~4)、坏(9~12)、高坏(13)である。壺は折返し口縁で、1には刻み目が施される。甕にはハケ目が施される。坏は半球形で、底部は平底である。口縁部は外反、内湾の両者がある。14~20は古墳時代後期の土器である。14~15は土師器甕の口縁部片である。16須恵器模倣坏である。内外面に黒色処理が施される。17須恵器坏蓋である。18~20は須恵器甕の胴部片である。外面に叩き目が施される。21・22は奈良・平安時代の須恵器である。21は甕の底部、22は坏蓋である。23は滑石製勾玉である。端部に3孔施されるが、貫通は1孔である。やや扁平で石製模造品の可能性があるが、全体に丸みがある。24はキセルの雁首である。鉄滓は1点(36.0g)出土している。金属反応は無い。

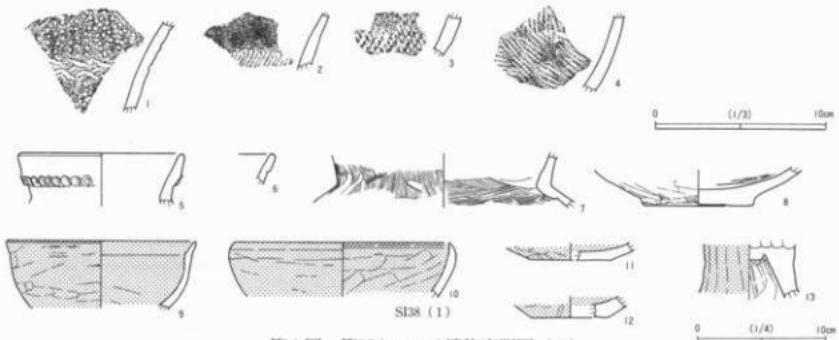
SD21出土遺物： 土師器の坏(2~6)、高台付坏(7)、甕(1、8)、石鎌(9)、鉄滓である。2は口

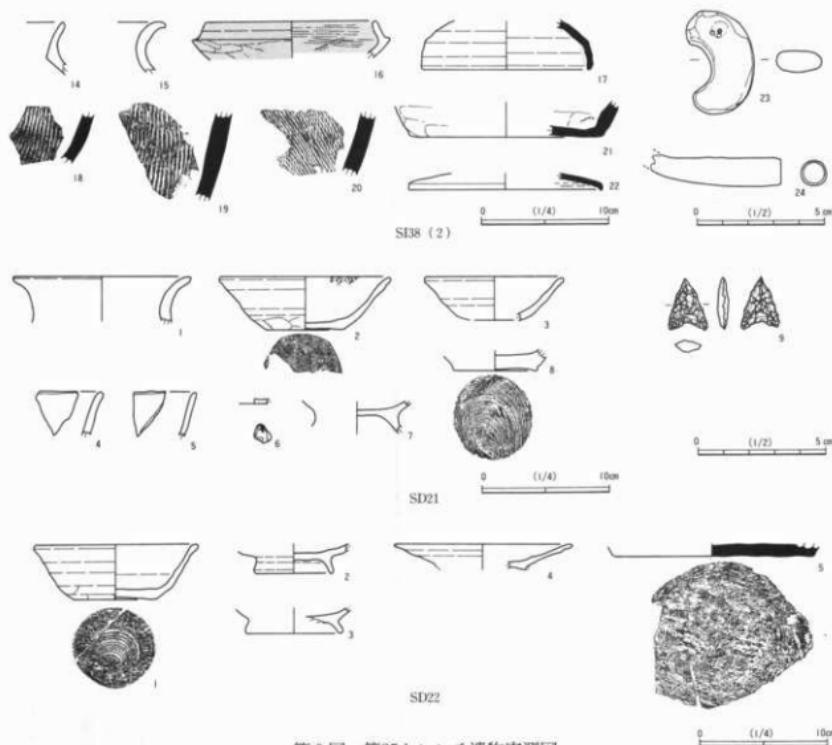


第7図 第25トレンチ遺構実測図



第8図 第25トレンチ遺物実測図（1）





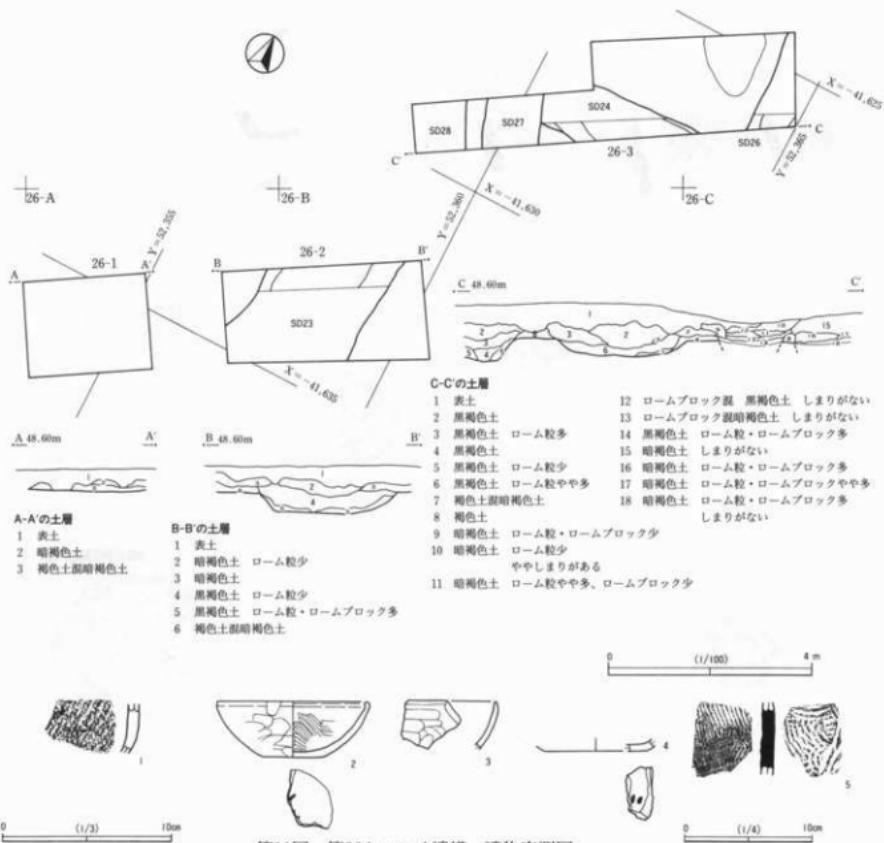
第9図 第25トレンチ遺物実測図

縁にススが付着し、灯明具として使用されたと考えられる。6は底部外面に墨書が施されているが、細片のため、判読不能である。8は壺の底部であるが、回転糸切り痕がみられる。9は基部に浅い抉りが施された三角形の石錐である。チャート質である。鉄滓は2点出土している。総重量は63.8gで、金属反応は無い。

SD22出土遺物： 検出面出土の奈良・平安時代土師器、須恵器である。1は壺、2～4は高台付皿である。5は須恵器壺の底部である。クロを用いた同心円状の成形痕がある。9世紀後半と考えられ、この頃には溝は埋没したと考えられる。

第26トレンチ（第10図 図版4・9・10）

SD1の延長を検出する目的で、遺跡の北部の町道に東隣して東西方向に設定した。調査区が山林のため、トレンチが3か所（26-1・2・3）に分割された。検出構造は溝跡（SD23・24・26～28）である。SD23は第26-2トレンチに検出された。南北方向で、幅2.1m、検出面からの深さは40cmである。底面は平坦で、踏み固められていない。SD24・26～28は第26-3トレンチに検出された。SD24は東西方向で、幅1.3m、深さ40cmである。SD27・28と重複し、SD24が新しい。SD26は南北方向で、幅1.0m、深さ50cmである。SD27・

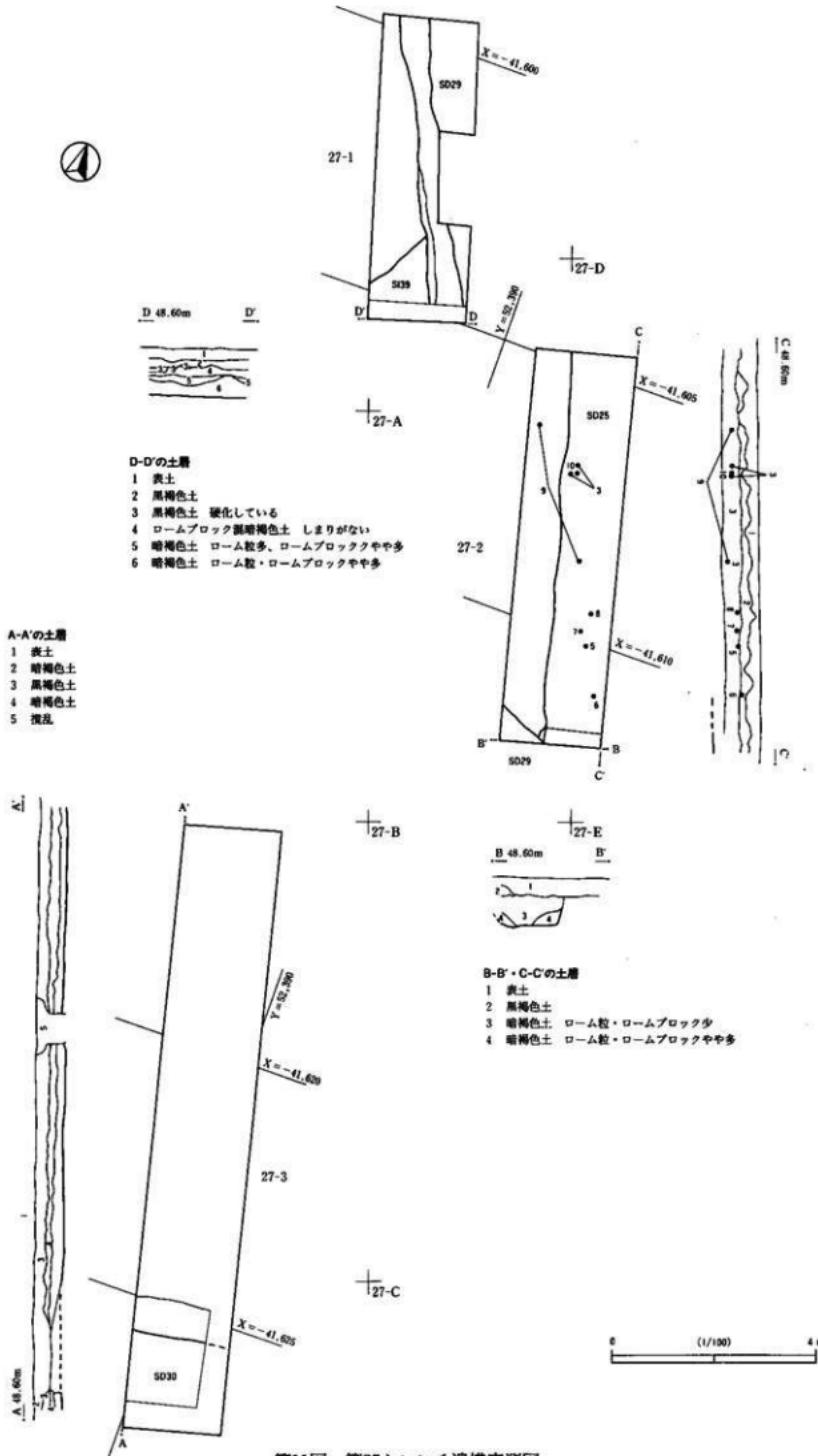


第10図 第26トレンチ遺構・遺物実測図

28は隣接してほぼ平行に検出された。土地の境界に沿っているので、地境の溝と考えられる。SD27は幅1.1m、深さ約30cm、SD28は幅1.1m、深さ約60cmである。覆土は両溝ともしまりがなく、旧道が埋没したと考えられる。SD23はSD 1の延長上である。方向がやや東にずれているが、SD 1と同一の溝の可能性がある。出土遺物は、弥生土器、土師器、須恵器である。1は弥生土器の壺片である。附加条縄文が施される。2～4は土師器壺である。26-2から出土している。口クロ未使用で、口縁部にヨコナデ、体部及び底部にヘラケズリが施される。2・4には墨書きが施されるが、破片のため判読不明である。8世紀末～9世紀初めと考えられる。5は須恵器壺の胴部片である。外面に叩き目、内面に当て具痕が施される。

第27トレンチ（第11・12図 図版4・5・9・10）

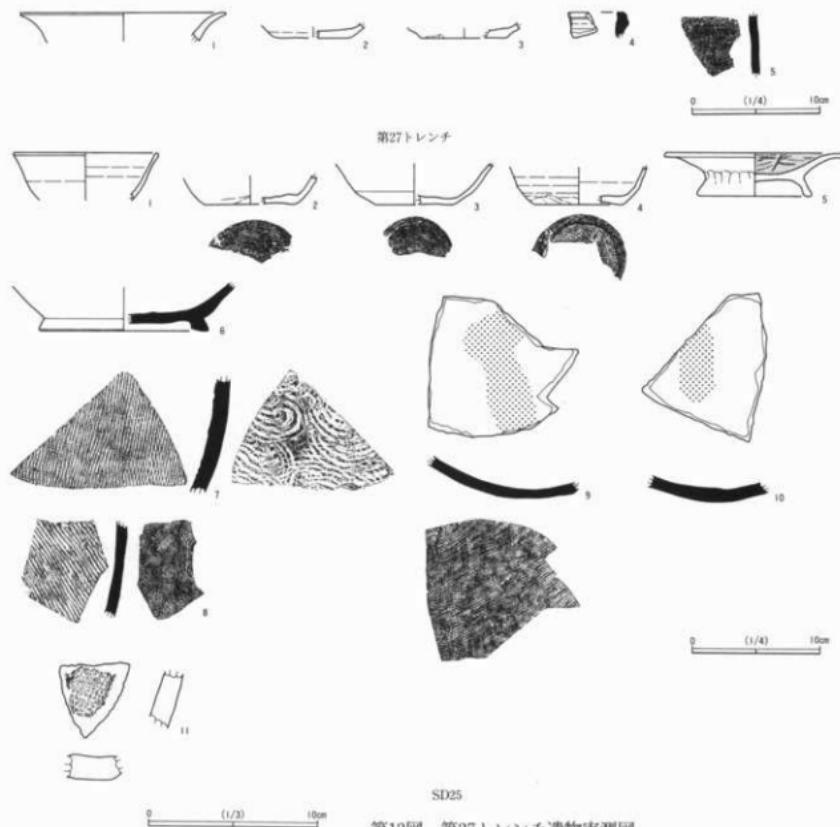
郡衙北限の溝等を確認するために、遺跡の北部に南北に設定した。調査区が山林のための3か所(27-1・2・3)に分割された。検出遺構は古墳時代前期竪穴住居跡1軒(SI39)、溝跡1条(SD25)、道路2条(SD29・



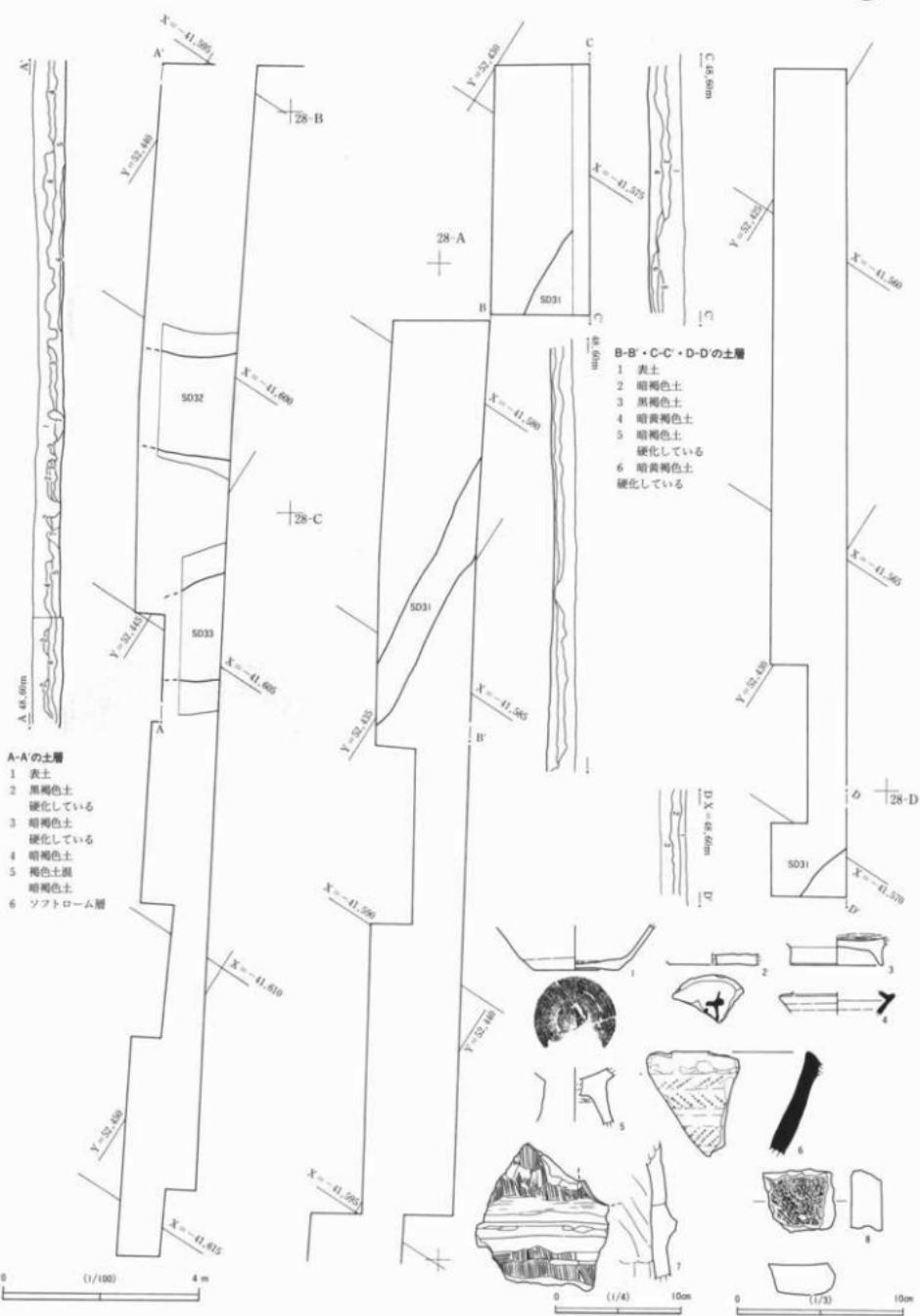
第11図 第27トレンチ遺構実測図

30)である。SI39は27-1に検出された。範囲が狭く、規模等は不明確である。覆土にロームブロックを多く含むので人为的に埋め戻されたと考えられる。SD25は27-2に検出された。南北方向で、幅は約1.5m、深さ60cmである。覆土上面から9世紀後半の土器が出土し、9世紀後半頃には埋没したと考えられる。SD22と覆土及び遺物の出土状況が類似しているので、検出された地点は離れているが、同じ溝跡の可能性がある。SD29は27-1・2で検出された。南北方向で、0.4m～0.7mの幅で踏み固められ、土層断面からソフトローム直上の黒褐色土が硬化している。検出状況からSD29よりも新しいと考えられる。SD30は27-3に検出された。東西方向で1.8mの幅で踏み固められている。表土下が硬化しているので、SD29よりも新しい。

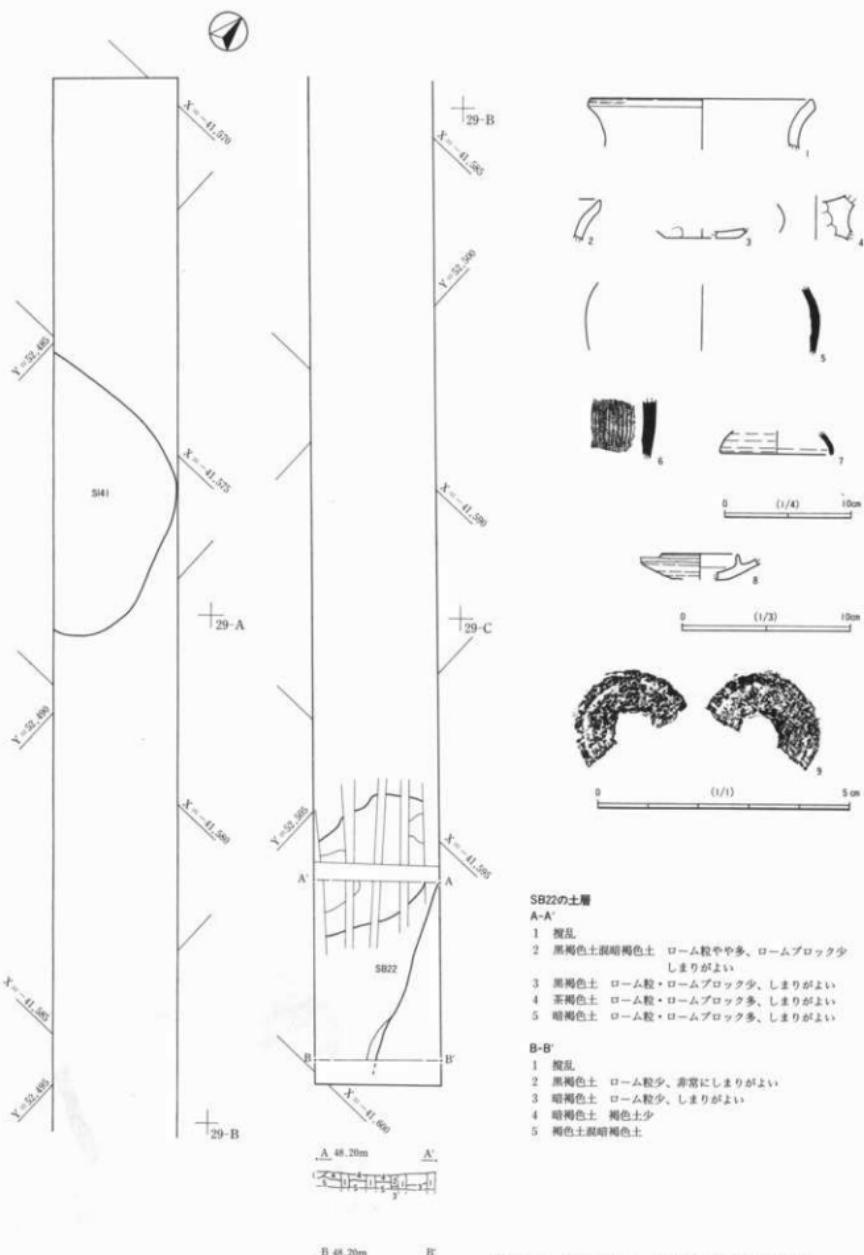
第27トレンチ出土遺物： 土師器、須恵器である。9世紀前半と考えられる。1は土師器甕の口縁部片である。2・3は土師器甕の底部である。2は回転ヘラケズリ、3はヘラケズリが施される。4は須恵器甕の口縁部片である。折り返され、受け口状である。5は須恵器甕の胸部片である。縦位の叩き目が施される。



第12図 第27トレンチ遺物実測図



第13図 第28トレンチ遺構・遺物実測図



第14図 第29トレンチ遺構・遺物実測図

SD25出土遺物： 土師器、須恵器、瓦である。1～4は土師器坏である。2・3は底部に回転ヘラケズリが施され、4は底部回転糸切り未調整である。5は高台付皿である。内面にヘラミガキ、黒色処理が施される。6は須恵器長頸壺の底部である。内面に再利用の磨耗痕はみられない。7は須恵器壺の胴部片である。外面に縦位の叩き目、内面に同心円状の当て具痕が施される。内面の磨耗はない。9・10は内面に磨耗がある須恵器壺の胴部片である。転用器と考えられる。11は平瓦片である。凹面に布目がある。もっとも年代が新しい土器は5で9世紀後半と考えられる。

第28トレンチ（第13図 図版5・9・10）

郡衙北限の溝等を確認するために、遺跡の北部に南北に設定した。検出遺構は、道跡3条（SD31～33）である。SD31はトレンチの北半部に検出された。南北方向で、約0.7mの幅で踏み固められている。新期テフラ上面が硬化し、SD29と同時期と考えられる。SD32・33はトレンチ南部に、ほぼ平行して検出された。東西方向で、約2.0mの幅で踏み固められている。表土下に硬化面があり、地境に沿った旧道と考えられる。出土遺物は土師器、須恵器、埴輪、瓦である。隣接の畠には古墳があり、埴輪をもつと考えられる。1・2は土師器坏である。1は底部に回転ヘラケズリが施される。2は底部にヘラケズリが施され、墨書きがある。文字は「子」と考えられる。3は高台付坏の底部である。内面にヘラミガキが施される。4は須恵器坏である。受部があり、口縁部が内傾する。5は土師器高坏の脚部である。6は須恵器壺の口縁部である。櫛状工具による刺突文様が施される。7は円筒埴輪片である。タガ部分で円形の透かし及びハケ目が施される。8は平瓦片である。凹面に布目、凸面にナデが施される。鉄滓は4点出土している。総重量は169.2gで、金属反応は無い。

第29トレンチ（第14図 図版6・9・10）

郡衙北限の溝等を確認するために、遺跡の北部に南北に設定した。検出遺構は、古墳時代前期堅穴住居跡1軒（SI41）、基壇状遺構1基（SB22）である。SI41はトレンチの北部で検出された。平面形は小判形で、推定規模は6m×5mである。覆土は黒色土主体で、SI38と類似するので、古墳時代前期と考えられる。SB22はトレンチの南端部に検出された。埋め戻された掘立柱掘方が共伴している。版築の厚さが薄い（約25cm）ので疑問があるが、掘立柱跡を伴うので、前年度で検出した基壇状遺構と同様の遺構と判断した。規模は検出範囲が狭く、不明である。出土遺物は、土師器（1～4）、須恵器（5～7）、陶器（8）、古銭（9）である。1・2は壺の口縁部片である。口縁がわずかに受け口状になる。3は坏底部である。ロクロ成形で、ヘラケズリが施される。4は高坏の接続部である。5はフランコ形長頸壺の胴部片と思われる。6は壺の胴部片で、外面に縦位の叩き目が施される。7は坏蓋である。1～3は8世紀末～9世紀初めと考えられる。4～7は古墳時代後期である。8は瀬戸・美濃産の灯明受け皿である。9は寛永通寶で、新寛永である。鉄滓は1点出土している。重量42.2gで、金属反応がある。

IV まとめ

今回の調査は第4次調査であるので、これまでの調査で検出した郡衙関連遺構の周辺の状況を明らかにする目的で調査を実施した。その結果、郡庁の構造、郡衙区画溝跡などが判明したが、それに伴い問題点も多くなつた。ここでは、これまでの成果を整理し、また問題点について若干の展望を述べてまとめる。

1 検出遺構

今回の調査で検出した遺構は、古墳時代前期の竪穴住居跡3軒（SI38・39・41）、古墳時代後期の竪穴住居跡1軒（SI40）と、奈良・平安時代は掘立柱建物跡1棟（SB21）、基壇状遺構1基（SB22）、溝跡7条（SD8・20・21・22・23・24・25・26）、道跡2条（SD29・31）、掘立柱掘方多数、中世は溝跡2条（SD27・28）、道跡3条（SD30・32・33）である。なお、遺構数は過年度の遺構の続き部分を発掘している部分もあり、過年度のものと一部重複する。

前回までの調査で、遺構からは郡衙としての体裁が整つたと考えられる。また「ロ」字状郡庁跡と基壇正倉群跡の重複関係から、郡衙跡が前期、後期の2時期に分かれる可能性が明らかになった。

今回はSB1と同等の掘立柱建物跡（SB21）をSB1の南隣に検出し、後期郡庁跡の構造がより明らかになった。また、後期郡衙跡の区画施設と考えられる溝跡（SD22・25）が検出された。前期郡衙跡については、区画溝跡（SD1）の延長上にSD23が検出された。

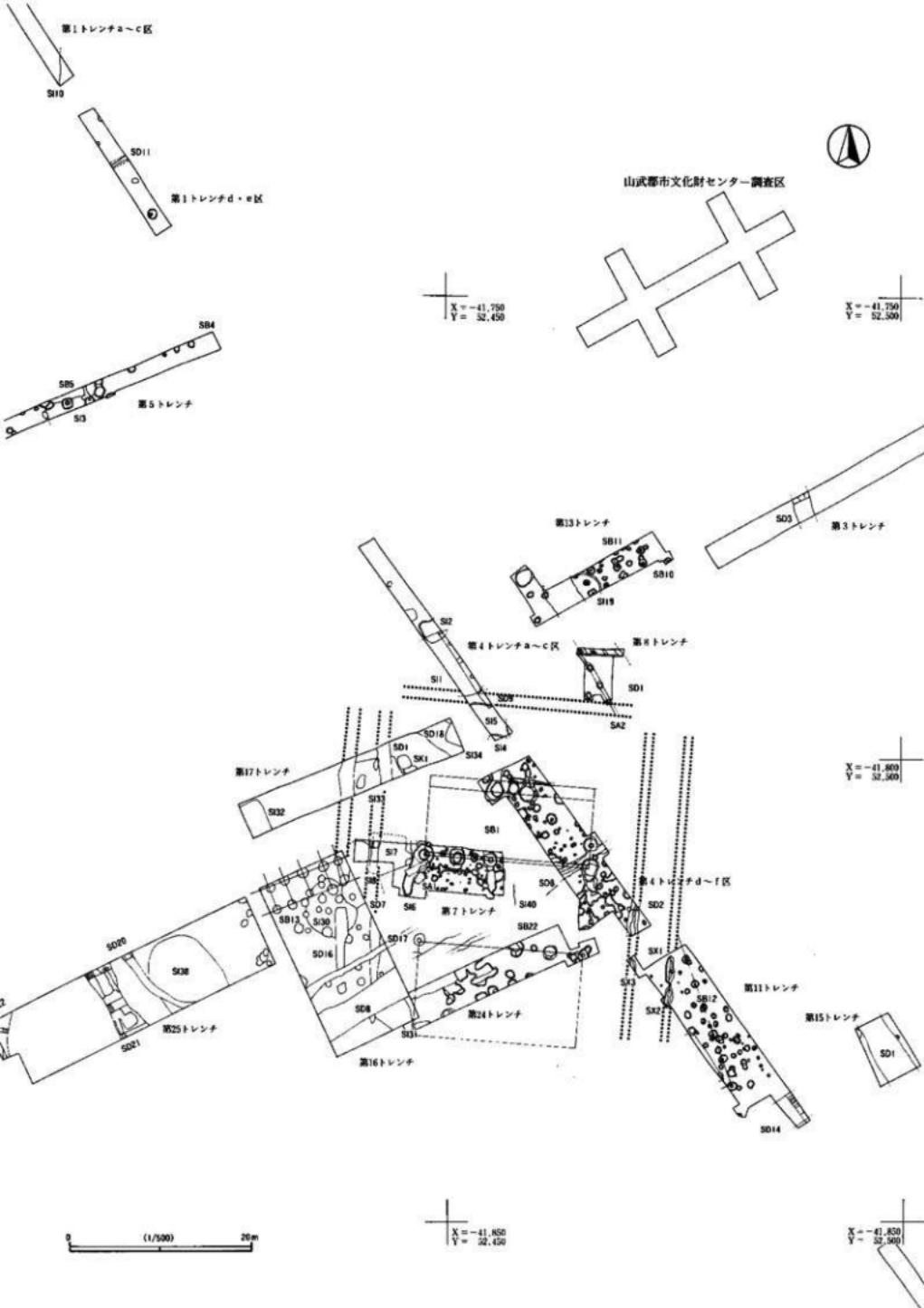
以上から、前年度までの調査結果を考慮して、郡衙跡を推定したのが第16図である。前期郡衙跡は方形区画と仮定すると、方位はN-35.5°-W、規模は南北約310m、東西約365mである。正倉群跡は、規模を千葉県我孫子市日秀西遺跡「コ」字状正倉群と同規模と仮定すると、長辺約160m、短辺約70mの方形範囲になり、方位は前期郡庁跡西2棟（B-1・SB8）と同一方位と仮定するとN-31.5°-Wになる。位置的には遺跡東部の掘込地業を南東端の正倉跡として配置した。なお、郡衙跡方形区画の規模はB-1・SB8とSD1との距離（約50m）をもとに設定した。後期郡衙跡も同様に、規模、施設の配置を推定した。方位はN-2°-E、規模は南北約340m、東西約260mである。正倉群跡はSB6・7・14・17・20の位置もとに推定し、方位はN-0.5°-Eで、規模は前期と同様とした。郡衙跡方形区画の規模はSB21とSD22との距離（約45m）を

第1表 掘立柱建物一覧表

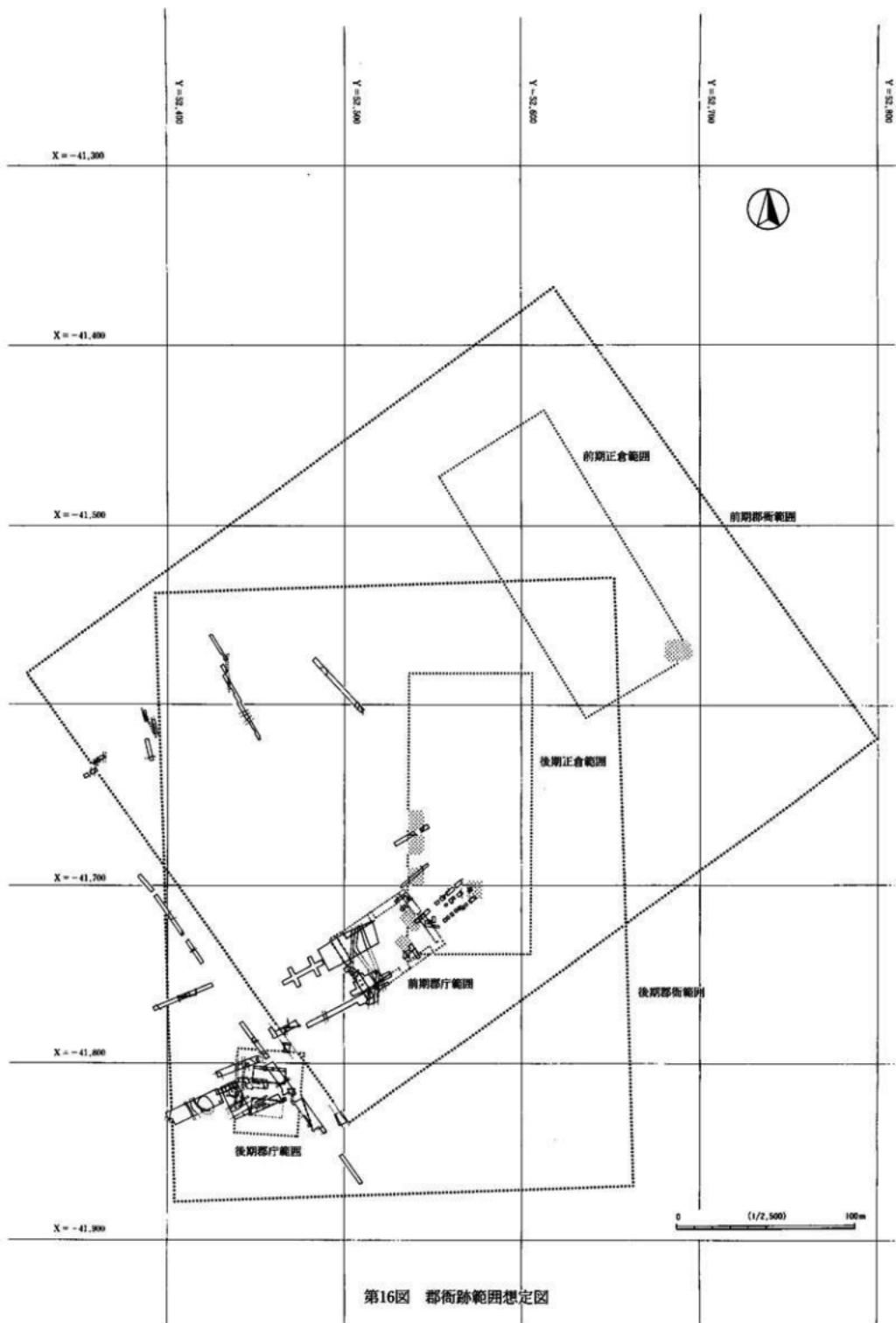
施設名	規格	主軸	桁行長	棟行長	柱間寸法	住戸	備考
SB1 5間×3間	N-5°-E	18.0m	8.1m 後に7.2m	12尺/9尺 後に8尺	1.5m 後に0.9m	3時期の変遷あり	
SB2	N-14°～20°-W			7尺/	1.0m～1.2m		
SB3	N-18°-W			8尺/	0.65m		
SB4 4間以上	N-8°-W	9.6m以上		9尺/8尺	1.1m～1.2m		
SB5	N-20°前後-W				0.9m～1.1m		
SB8 5間×3間	N-33.5°-W	17.0m	4.2m	9.5尺/7尺	0.9m～1.45m 東柱がある		
SB9 4間以上	N-35°-W	10.8m以上		9尺/7尺	0.95m～1.2m		
SB10 4間以上	N-6°-W	8.5m以上		9.5尺/8.5尺	0.7m～0.9m		
SB11	N-18°-W			9尺/	0.5m～0.6m		
SB12 4間以上	N-18°-W	14.2m以上		9.5尺/	0.78m～1.0m		
SB13 4間以上×1間以上	N-21°-W	8.0m以上	2.7m以上	6尺～8尺/9尺	0.9m～1.1m		
SB15 3間以上×2間	N-37°-W	9.4m以上	3.8m	12尺/6.5尺	0.9m～1.3m		
SB16 1間以上	N-50°-E	2.0m以上		6.5尺/	0.5m		
SB19 1間以上					0.9m		
SB21 5間×(3)間	N-5.5°-E	18.0m	約9m	12尺/約10尺?	1.3m～1.5m	2時期の可能性あり	
B-1 5間×3間	N-33.5°-W	14.2m以上	3.9m	9.5尺/13尺	0.8m～1.5m 方位は指定無		
B-2 4間以上	N-33.5°-W	16.2m以上		9尺/7尺	0.95m～1.3m 方位は指定無		

掘立柱建物の方位については、南北棟は筋の方位、東西棟は梁の方位を記した。

なお、SB6・7・14・16・17・20・22は基壇状遺構である。



第15図 SB1付近構造配置想定図



第16図 郡衙跡範囲想定図

もとに設定した。

郡庁跡の構造は、前期が、2間×6間規模の掘立柱建物6棟が直列に2棟ずつ「ロ」字状に配置される構造で、規模は東西約54m、南北約41m、方位は、N-34.5°-Wと推定される。後期は、SB1の南側にはほぼ同方位、同規模の掘立柱建物跡SB21が検出され、北側と同様に南側も溝で区画されるとすると、規模は東西約37m、南北約47mと推定される。方位はN-5°-Eである。3間×5間の掘立柱建物跡が「二」字状に配置される構造である。

2 出土遺物

遺物は弥生土器・土師器・須恵器・円筒埴輪・瓦・鉄滓が出土し、総数で土器整理箱6箱分である。ほかに、寛永通寶が出土しているが、郡衙跡と確定できる遺物は出土しなかった。

土器類は大半が竪穴住居跡に伴うと考えられ、掘立柱建物跡・基壇状遺構に伴う遺物はわずかである。墨書き土器は3点出土している。1点は「子」と考えられ、他の2点は破片で判読不明である。また、転用硯は2点で、須恵器甕の胴部片である。瓦は平瓦が5点出土している。凹面にはすべて布目跡があり、凸面の文様には格子がある。鉄滓については、過年度と同様に各トレンチから出土し、鉄塊系が多い。出土点数27点で、総重量961.9gである。また、SD22-25出土の土器から後期郡衙が10世紀代には終了している可能性があると判明した。

3 結 論

今回は前年度までの成果を含めて、郡衙跡範囲の想定を試みたが、これは、あくまでも図面上のものである。鳩戸東遺跡を郡衙跡と確定するには山武町に属する掘込地業付近の正倉群跡（基壇状遺構等）の解明、山武町地区での郡衙区画遺構（溝跡等）の確認が必要である。加えて、今回調査できなかったSB21の南部部分の確認も後期郡庁跡の構造の確定するために必要である。また、鳩戸東遺跡は郡衙跡としては、他の郡衙遺跡よりも遺構の密度が低く、特に、郡庁付属施設が乏しいと思われるため、郡衙域及びその内容をより明確にするには、より詳細な調査、検討が必要と思われる。

写 真 図 版

图版 1

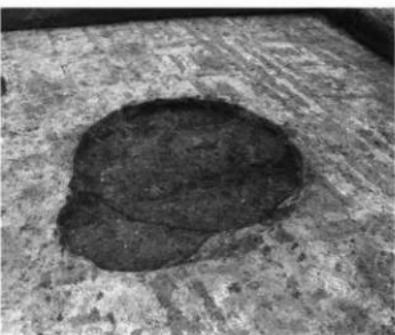




第24 トレンチ全景（東から）



第24 トレンチSB 21 N-4 柱跡（南から）



第24 トレンチSB 21 N-5 柱跡（南から）



第24 トレンチSB 21 N-6 柱跡（北東から）



SB 21 N-1 柱跡（南東から）



第25 トレンチ全景（東から）



第25 トレンチ SD 21（溝路・道路）（南から）



第25 トレンチ SD 22（溝路）（南から）

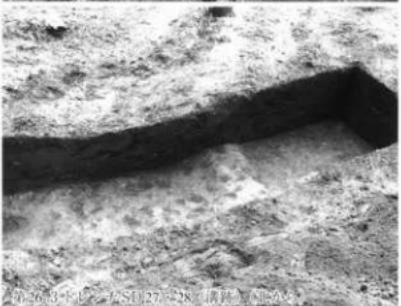


第25 トレンチ SD 22（溝路）土層断面（北から）

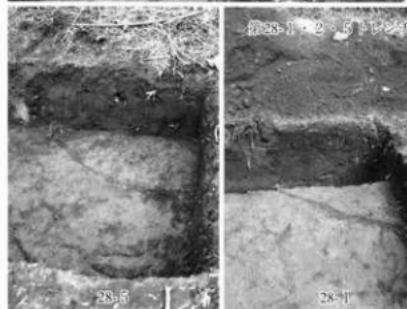


第25 トレンチ SD 22（溝路）土層断面（南から）

図版 4



図版 5





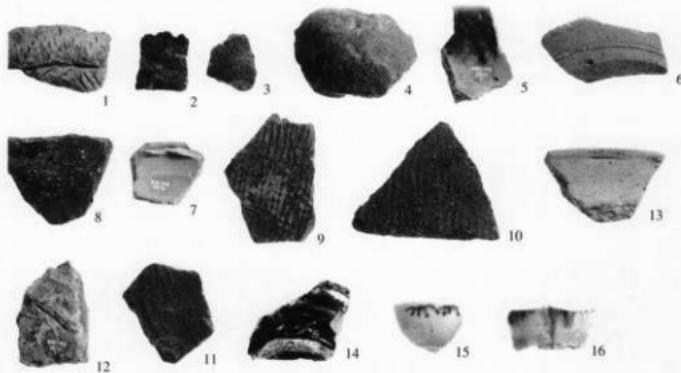
第29 トレンチ全景（北から）



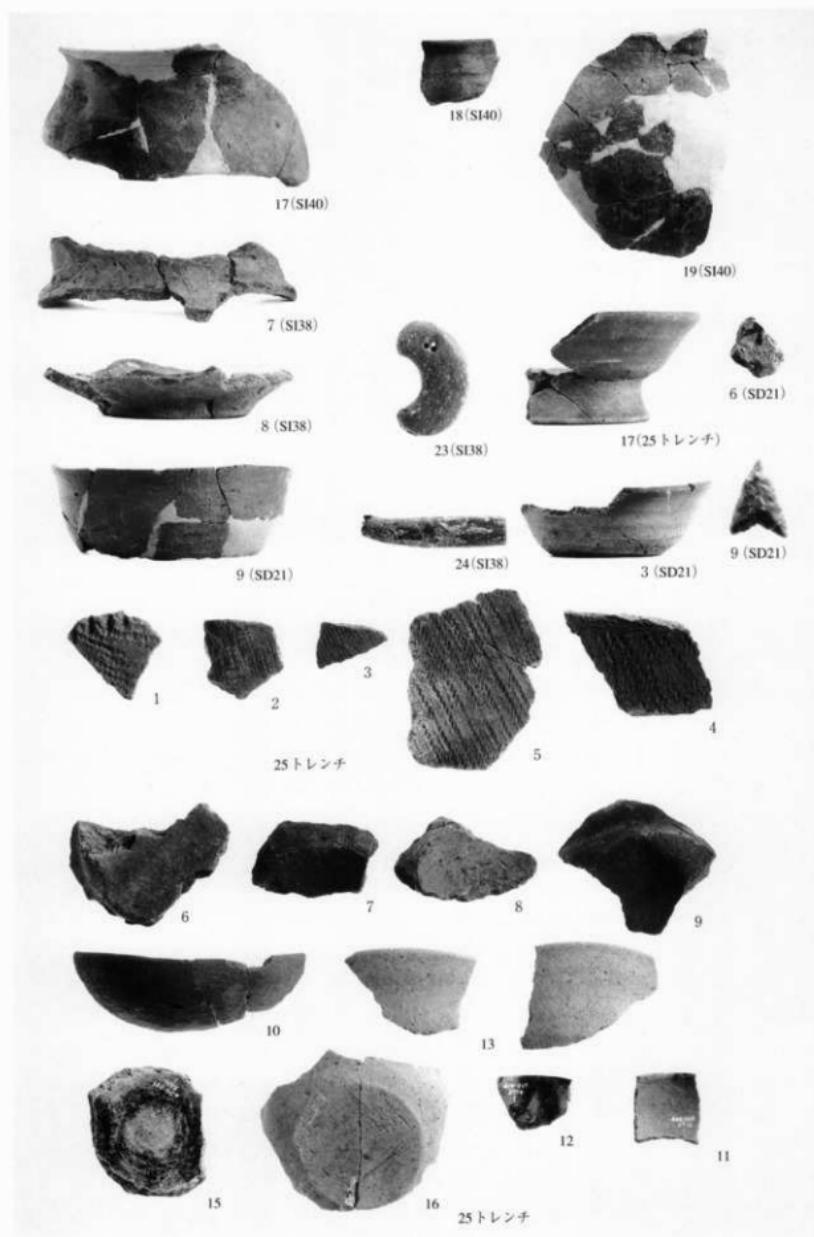
第29.1 シリヤ SB-22 基礎石造構（上層断面）（南から）



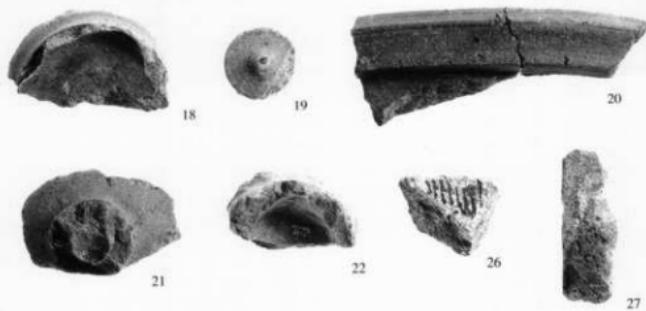
第29.2 シリヤ SB-22 基礎石造構（北から）



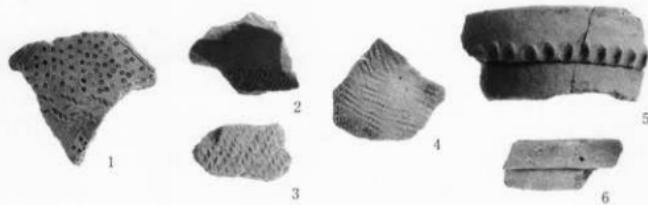
第24 トレンチ遺物



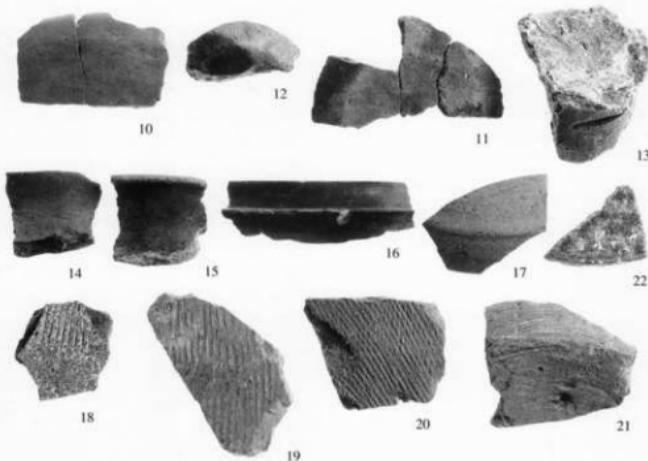
第24・25トレンチ遺物



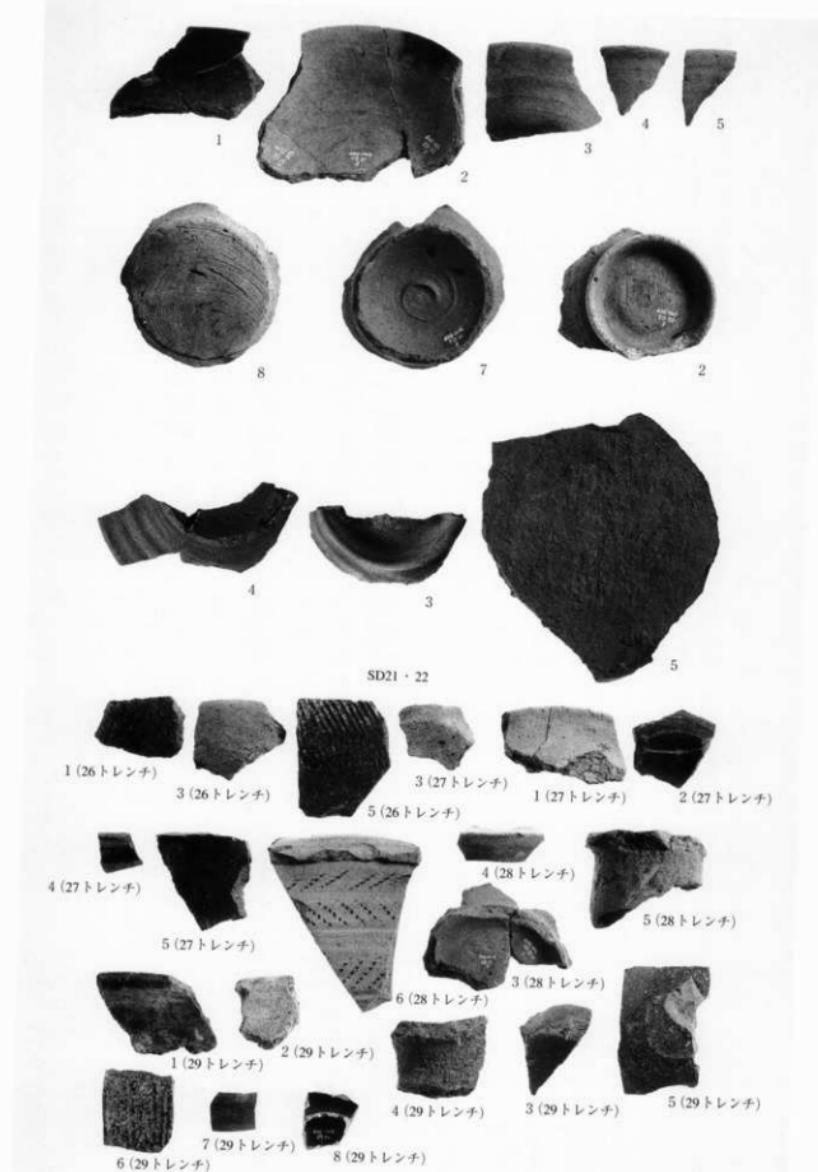
25 トレンチ



S138

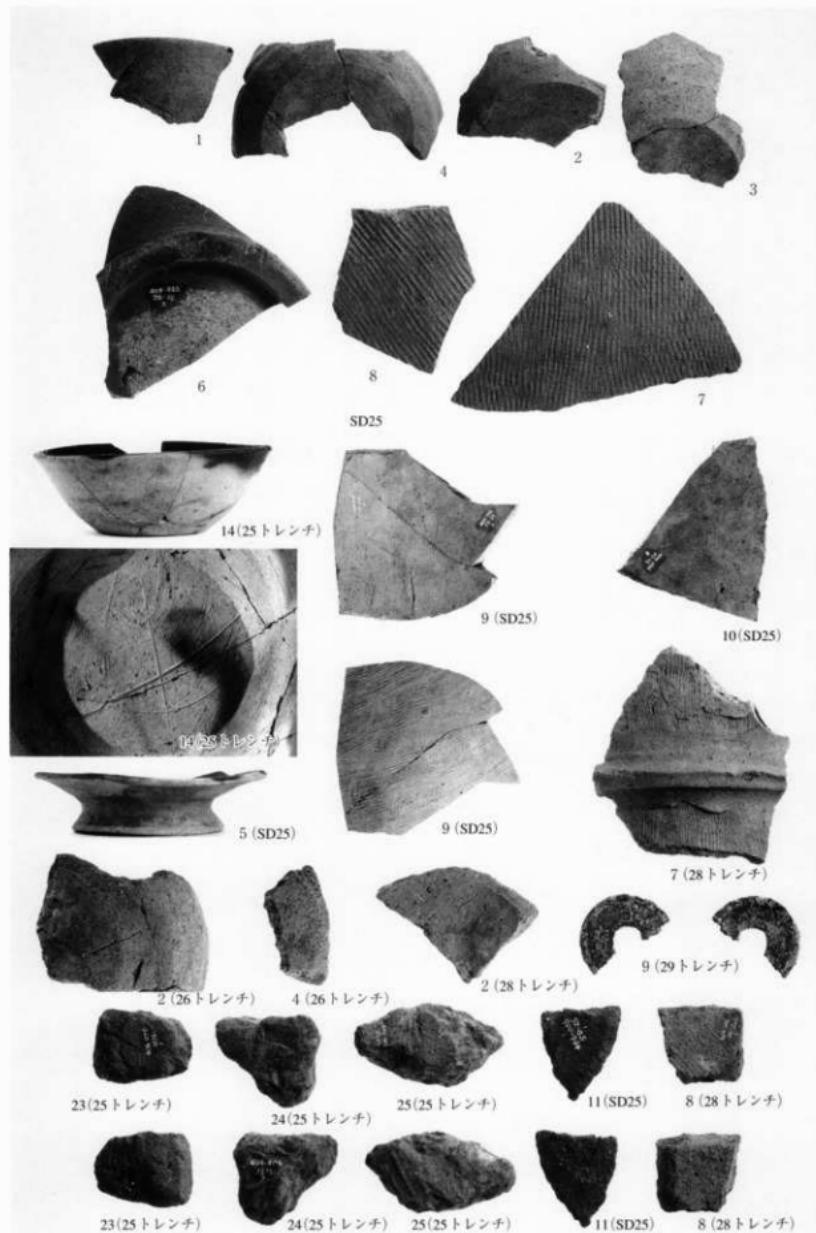


第25 トレンチ遺物



第25・26・27・28・29 レンチ遺物

図版10



第25・26・27・28・29トレンチ遺物及び瓦

報告書抄録

ふりがな	なるとうまち・さんぶまちしまとひがしいせきだいよじはつくつちょうさほうこくしょ						
署名	成東町・山武町島戸東遺跡第4次発掘調査報告書						
副書名							
卷次							
シリーズ名	千葉県文化財センター調査報告						
シリーズ番号	第417号						
編著者名	香取正彦						
編集機関	財団法人 千葉県文化財センター						
所在地	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡809番地の2				Tel 043-422-8811		
発行年月日	西暦 2001年6月8日						

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
島戸東 遺跡	山武郡成東町 島戸346-1ほか	12404 006	35度 37分 18秒	140度 24分 45秒	20001002～ 20001031	600	国庫補助 事業による学術調査
所収遺跡名		種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
島戸東遺跡		官衙	奈良・平安時代	掘立柱建物跡 基壇状遺構 溝跡 道跡 掘立柱跡	1棟 1基 7条 2条 多数	土師器・須恵器 瓦・鉄滓	平成9年度調査で検出した大型掘立柱建物跡の南側にほぼ同規模の大型掘立柱建物跡を検出した。平成9年度調査で検出した大型掘立柱建物跡を郡庁跡とする郡衙跡の西限を区画すると考えられる溝跡を検出した。
		集落	古墳時代 前期 古墳時代 後期	竪穴住居跡 竪穴住居跡	3軒 1軒	土師器・滑石製勾玉 土師器	
		その他	弥生時代 後期 古墳時代 後期 中近世	なし なし 溝跡 道跡	2条 3条	弥生土器 土師器・須恵器・埴輪 陶器・磁器 寛永通寶	

千葉県文化財センター調査報告第417集

成東町・山武町鳩戸東遺跡第4次発掘調査報告書

平成13年6月8日発行

発 行 財団法人 千葉県文化財センター

四街道市鹿渡809番地の2

印 刷 株式会社 弘 文 社

市川市市川南2丁目7番2号

本報告書は、千葉県教育委員会の承認を得て
増刷したものです。